

令和5年度万博観光インバウンド獲得事業実施業務委託に係るプロポーザル応募要領

1 目的

大阪・関西万博を契機とするインバウンド需要を取り込むため、本県の観光資源を万博テーマに沿った観光商品として磨き上げることで受入体制の構築を図るとともに、販路拡大に取り組むもの。

本要領は、万博観光インバウンド獲得事業を行う者を選定するために実施する企画提案の応募について、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

令和5年度万博観光インバウンド獲得事業実施業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年2月9日（金）までとする。

(4) 予算限度額

15,762,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、予算の都合により上限に達さない金額で契約を締結する場合がある。

(5) 委託経費の支払条件

受託者は令和5年9月を目途に委託料の50%以内を委託者に請求できるものとする。

また、契約期間終了後、効果検証資料や個別相談件数等を記載した業務報告書を提出し、検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。

委託者は、正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

3 応募資格

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公募の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会

社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと

4 企画提案書等の提出

(1) 企画提案の提出書類

応募資格を有し、応募を希望する事業者は、業務の目的に留意し、下記の企画提案書等を提出すること。

| 区分 | 内容 | 様式 |
|-----------|--|---|
| ① 企画提案提出書 | ○企画提案にあたり提出する関係資料を記載すること。 | 別紙様式2 |
| ② 企画提案書 | ○別添仕様書を元に作成すること。 ○次の事項は必ず記載すること。 ・総括（全体構成、企画コンセプト、PRポイント等） ・業務実施体制 ・緊急時の連絡体制、苦情等相談にかかる処理体制 ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況 ・スケジュール | 任意様式 A4版両面印刷で30枚以内 ※短編綴じ 長編綴じは任意 |
| ③ 協力業者の概要 | ○当業務における協力業者がいる場合に作成すること（協力者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること）。 | 別紙様式4 |
| ④ 参考見積書 | ○当業務に係る所要経費を適切に見積もること（消費税及び地方消費税を含む）。 ○見積に係る経費内訳を明示すること。 | 任意様式 |
| ⑤ 業務実績表 | ○当業務と同種の事業の受注実績（5件以内）について、受託業務名、委託者名、実施期間、契約額、業務概要を記載すること。 ○その他独自の追加提案にかかる資料。 | 別紙様式5 |
| ⑥ その他 | ○その他独自の追加提案にかかる資料 | 任意様式 |

(2) 提出方法

企画提案書等の提出は、持参又は郵送とする。

(3) 提出部数

各7部 ※上記①から⑥を重ねた状態を1部とする。

(4) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県観光スポーツ文化部 インバウンド推進室内

一般社団法人 山口県観光連盟

万博観光インバウンド獲得事業実施事業 担当 野村

(5) 提出期限

令和5年6月5日(月)午後5時まで(必着)

(6) その他

- ① 企画提案は、1業者につき1提案とする。
- ② 書類作成などの企画提案に要する経費は応募者の負担とする。
- ③ この要領に基づき提出された企画提案書等については返還しない。
- ④ 提出された書類内容の追加及び修正は認めない。

5 企画提案への参加意向確認

この要領に基づく企画提案の参加意向について、「企画提案参加意向確認書」(別紙様式1)及び「会社概要」(様式任意 既存のパンフレット等可)を提出すること。

(1) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1
山口県観光スポーツ文化部 インバウンド推進室内
一般社団法人 山口県観光連盟
万博観光インバウンド獲得事業実施事業 担当 野村
電話：083-933-3230
メールアドレス：yamaguchi.inbound@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 企画提案参加意向確認書および会社概要の提出期限・提出方法

令和5年5月19日(金)午後5時まで(必着)

(電子メールによる提出可。ただし、送信後、電話で着信確認を行うこと。)

6 参加辞退届

企画提案参加意向確認書の提出後であっても、企画提案書の提出前であれば「参加辞退届」(別紙様式6)の提出により、辞退することができる。

7 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、審査委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を特定する方法とする。

なお、応募が1者の場合でも、審査を行うものとする。

(2) 評価項目

以下の基準により総合的に評価を行うこととする。

| 審査項目 | 配点 | 評価ポイント |
|-----------------------------|-----|---|
| 1 全体 | | |
| 業務遂行にあたっての基本的事項 | 10 | <input type="checkbox"/> 企画提案趣旨が明確であるか <input type="checkbox"/> 業務実施体制を確立しているか <input type="checkbox"/> 業務遂行能力があるか <input type="checkbox"/> 緊急時又は突発的な事態に的確に対応できるか <input type="checkbox"/> 実施行程のスケジュールは適切か |
| 2 各論 | | |
| (1) 万博テーマに沿った観光商品の整備 | 30 | <input type="checkbox"/> 万博テーマに沿った観光商品の磨き上げができるか <input type="checkbox"/> 委託者との協議や事業間連携を受け柔軟に対応できるか <input type="checkbox"/> 多言語対応のサポートが行えるか <input type="checkbox"/> 業務に適した専門家を配置できているか <input type="checkbox"/> ワークショップの実施に対応できるか |
| (2) モデルコースを活用したモニターツアーの実施 | 30 | <input type="checkbox"/> 販売力がある旅行会社を招請することができるか <input type="checkbox"/> ツアー実施中のサポートを行えるか <input type="checkbox"/> ツアー実施後聴取した意見を磨き上げに反映できるか |
| (3) モデルコースに係る観光商品の海外OTA掲載促進 | 20 | <input type="checkbox"/> 対象事業者への個別対応を行えるか <input type="checkbox"/> 研修会の実施に対応できるか |
| (4) 追加提案 | 5 | <input type="checkbox"/> (1)～(3)の内容に加え、事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法・PR等の提案はあるか。 |
| 3 参考見積 | 5 | <input type="checkbox"/> 提案内容に応じた所要額が適切に見積られているか。 |
| 合計 | 100 | |

(3) ヒアリング

審査委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。

8 質問と回答

この要領に関する質問について、「質問書」(別紙様式3)により受け付けるものとし、回答は、個別の質問の場合を除き、「企画提案参加意向確認書」(別紙様式1)を提出した者全員に対し行う。

なお、当該回答文書は、この要領を追加または修正したものとして扱う。

(1) 質問書の提出期限・提出方法

令和5年5月23日(火)午後5時まで(必着)

(電子メールによる提出可。ただし、送信後、電話で着信確認を行うこと。)

(2) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県観光スポーツ文化部 インバウンド推進室内

一般社団法人 山口県観光連盟

万博観光インバウンド獲得事業実施事業 担当 野村

電話：083-933-3230

メールアドレス：yamaguchi.inbound@pref.yamaguchi.lg.jp

(3) 回答期限・回答方法

令和5年5月29日(月)午後5時までに電子メールにより回答。

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 委託事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 その他

- (1) 山口県又は(一社)山口県観光連盟(以下、「県等」という。)と十分に協議を行いながら、業務を執行すること。
- (2) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、予め書面により県等の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 委託事業者が当該業務のために準備・作成した資料は、県等が著作権を有し、二次使用を行う場合がある。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず事業を中止又は延期する場合及び事業内容を変更する場合にあっては、適切に対応するとともに、経費負担については委託者と協議すること。
- (5) この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (6) 審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

(7) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。